

被災中小企業再建支援事業費補助金実施要領

第1 定義

- (1) 交付要綱第2(2)で知事が別に定めるものとは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 交付要綱第2(3)で知事が別に定めるものとは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
- ア 資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている小規模事業者
 - イ 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えている小規模事業者

第2 補助の対象

- (1) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 事業完了までに事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定すること。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が実施する事業ではないこと。
 - ウ 公序良俗に反する事業でないこと。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者が実施する事業でないこと。
 - オ 県税に未納がある者が実施する事業でないこと。
- (2) 交付要綱第3(1)ウで修理が困難であると知事が認めたものとは、次に掲げるいずれかの事由によるものをいう。
- ア 修理に要する部品等の調達が困難であること
 - イ 修理に要する経費が著しく高いこと
 - ウ 修理に要する期間が著しく長いこと
 - エ その他特別な事情
- (3) 前項に該当する場合、交付要綱様式第3号の被災事業拠点等一覧表（変更被災事業拠点等一覧表、被災事業拠点等実績一覧表）の付表として、別紙様式第1号を提出すること。

第3 補助金を交付する額の算出

- (1) 補助金を交付する額の対象とできるものは、補助事業の末日時点で、実施に要する経費全額の支払を完了したものとする。
- (2) 交付要綱第3(2)で被災機械設備等の滅失又は毀損によって当該中小企業者及び小規模事業者（以下、「中小企業者等」という。）が受けるべき金銭とは、当該中小企業者及び小規模事業者を契約者とする保険・共済により災害を事由として支払われた保険金（共済金・給付金を含む。）等のことをいう。
- (3) 購入による復旧にあたり、当該機械設備等の処分に伴って収入が生じた場合には、その額は、補助対象経費の総額から除外する。

第4 復旧計画書（変更復旧計画書、復旧実績書）

- (1) 交付要綱様式第2号に定める復旧計画書（変更復旧計画書、復旧実績書）において、1(3)事業の完了予定期は、次に掲げる表により記載すること。

区分	被災直前の決算期	再建状況 ^(注2)	備考
売上高	円		
経常利益	円		
雇用者数 ^(注1)	人		

(注1) 雇用者数は常時使用する従業員とする。

(注2) 補助事業の末日時点の状況を、以下の区分から選択して記入。

- 末日時点で被災前の水準に達している : 1
- 末日時点から概ね6か月以内で被災前の水準に達する見込み : 2
- 末日時点から概ね6か月超1年以内で被災前の水準に達する見込み : 3
- 末日時点から1年超で被災前の水準に達する見込み : 4
- その他（被災前の水準に達する見込みが立たない、事業を縮小する等） : 5

(2) 交付要綱様式第2号に定める復旧計画書（変更復旧計画書、復旧実績書）において、1(4)事業の完了が地域経済に与える効果は、次に掲げる項目のいずれかについて該当するものを記載すること。

- ア 県内の産業や生活環境に与える効果
- イ 県内のサプライチェーンに与える効果
- ウ 県内の雇用に与える効果
- エ 県外の需要獲得に与える効果
- オ 県内の交流人口獲得に与える効果

第5 その他必要な事項

補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年度分及び令和8年度分の補助金に適用する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別紙様式第1号（用紙 日本産業規格A4横型）

修理不能な被災機械設備等一覧表

※交付要綱様式第3号に記載した被災機械設備等のうち、修理不能なものがある場合に記載

交付要綱 様式第3 号の番号	被災機械設備等の 名称・用途	修理不能である理由	修理不能であることの確認先 (製造メーカー、販売店等)	購入する機械設備等の 名称・型式・仕様等	被災機械設備等と同等性能 であることの確認先 (製造メーカー、販売店等)	処分に伴う収入
		<input type="checkbox"/> 修理用部品調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い <input type="checkbox"/> 修理期間が著しく長い <input type="checkbox"/> その他()	名 称： 担当者： 連絡先：		名 称： 担当者： 連絡先：	<input type="checkbox"/> あり (円) <input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/> 修理用部品調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い <input type="checkbox"/> 修理期間が著しく長い <input type="checkbox"/> その他()	名 称： 担当者： 連絡先：		名 称： 担当者： 連絡先：	<input type="checkbox"/> あり (円) <input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/> 修理用部品調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い <input type="checkbox"/> 修理期間が著しく長い <input type="checkbox"/> その他()	名 称： 担当者： 連絡先：		名 称： 担当者： 連絡先：	<input type="checkbox"/> あり (円) <input type="checkbox"/> なし

- (注) 1 必要に応じて行を追加して記入すること。
 2 計画変更の場合は、変更前と変更後を比較できるように記入すること。
 3 「被災機械設備等」と「購入する機械設備等」の仕様・性能等が分かるもの（カタログ等）を添付すること。